

磐田市告示第65号

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請」及び「同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更に係る認定の申請」の部の市長が定める機関を次のように定め公示する。

令和6年3月15日

磐 田 市 長 草 地 博 昭

申請の区分	市長が定める機関
一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。）の住戸のみに係るもの又は建築物全体（非住宅部分がない場合に限る。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関
その他の申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（注）1 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

（注）2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

附 則（令和6年3月15日制定）

- この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 平成24年度磐田市公告第263号は、令和6年3月31日限り廃止する。